

平成 29 年 6 月 26 日

正会員代表者 各位

一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会  
会 長 野村 喜一  
(公印省略)

倫理綱領改定と会員における取り組みの推進について（要請）

当協会では、平成 29 年 6 月の第 34 回定時社員総会において、「倫理綱領」を改定いたしました。

この改定は、我が国における上下水道事業及び上下水道コンサルタントを取り巻く大きな環境変化を踏まえて、多様な官民協働形態のもと上下水道サービスの担い手として、上下水道コンサルタントに求められる新たな課題や要請に応えるとともに、社会的評価と職業上の地位向上を図る上でも重要なステップとなるものです。

協会としては、今後とも倫理・コンプライアンスに関する情報の提供等を行って参りますので、会員代表者におかれましては、今回の倫理綱領の改定の背景や改定内容等についてご理解いただき、下記の実践活動の推進をお願い致します。

## 記

### 1. 企業トップによるコミットメント

企業トップは、倫理綱領に則した企業行動の実践を率先垂範することが、自らの重要な役割であることを認識され、本綱領の趣旨を社内に周知・徹底すること。

### 2. 実践のための体制整備

実効ある内部統制の仕組み作り等、企業行動の実践のために必要な体制整備を全社的に実施するとともに、企業行動に関する教育・研修を継続的に実施し、かつ、その内容の充実を図ること。

### 3. 取り組みに関する方針の開示

これら企業行動の実践に関する取り組み方針等について、積極的に情報開示すること。

### 4. 定期的なチェックと評価

企業行動の実践に向けて、社内に構築した体制が有効に機能しているかどうか、定期的にチェック・評価し、さらなる改善に向けて努力すること。

#### 5. 速やかな説明責任と対応措置

構築した内部統制規範に反するような事態が生じた場合は、調査委員会を速やかに設置する等により、原因を徹底的に追求し、ステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに、再発防止に向けた万全の対策を講じること。

#### 6. 「他山の石」の活用

他業界も含めて社会問題化する企業等の非倫理的行動について、絶えず情報収集を行い、自社に準えてチェックする活動を行うこと。

#### 7. その他

グループ各社、協力会社に対しても、本綱領の趣旨に基づいた企業活動が実践されるように促すこと。

以上

添付資料 1 協会としての今後の取組み（運用）について

添付資料 2 倫理綱領の解説・・・別途添付の資料をご覧ください。

## 添付資料 1

### 協会としての今後の取組み（運用）について

一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会

水コン協では、これまでも倫理に関する方針を提示するとともに、会員の取組みを支援するための情報提供を行って参りました。また、再発防止等を目的に、協会の定めた倫理方針に違背があった会員に会員活動等を制限する処分を行うとともに他の会員に注意喚起を行う制度を設け運用しています。

今回の倫理綱領の改定を受け、協会としての取組みを一層推進して参ります。

#### 1. 会員の取組みへの支援

会員が業務遂行にあたり、倫理面において顧客ばかりでなく社会一般にも疑念をもたれないよう、会員に対し、業務遂行上の倫理の徹底を図る講習会の開催その他必要な情報を提供する。

- ・会員代表者の方に向け「倫理綱領の解説」を著し、企業内の取組みを支援
- ・情報提供の分野について、従来、独占禁止法を中心としてきたが、今後は、官製談合防止法や労働基準法など対象分野を拡大

#### 2. 協会の取組みの公開と処分の会員への周知

水コン協では会員による「倫理綱領」の順守徹底を図るため、会員及び協会の責務を「倫理規則」として制定（理事会議決）し、会員が倫理綱領に違背したときは、再発防止を図るため、これを処分するとともに、他の会員に周知する旨を定めているので、これの適切な運用を行う。

- ・「倫理綱領」、「倫理規則」を、水コン協ホームページで公開
- ・入会時の倫理綱領等関係規範の順守誓約の継続
- ・処分の内容【倫理綱領違背の状況に応じ各処分の適用を判断】
  - ① 口頭による注意
  - ② 文書による警告
  - ③ 会員権の一時停止（①協会資料の配布の停止、及び②協会の諸行事への参加の禁止）
  - ④ 除名

以上